

公募型プロポーザルにかかる手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和2年10月9日

世田谷区

1. 業務内容

(1) 件名

学校緊急連絡情報配信サービスシステム構築及び運用保守業務委託

(2) 業務内容

世田谷区教育委員会では、区立小中学校及び区立幼稚園（以下「学校等」という）及び教育委員会事務局から、保護者等に緊急連絡等の情報配信を行い、また、緊急連絡情報配信の既読確認、保護者等からの欠席連絡等の機能を兼ね備えた、双方向型の「学校緊急連絡情報配信サービスシステム」を構築する。また、令和3年3月以降、当該システムを高いセキュリティレベルで管理・運用・保守し、配信サービス等を実施する業務を委託する。

(3) 履行期間（予定）

①学校緊急連絡情報配信サービスシステム構築業務

令和2年12月上旬から令和3年2月28日まで

②学校緊急連絡情報配信サービスシステム運用保守業務

令和3年3月1日から令和3年3月31日まで

（3月中は、現行のシステムと並行稼働し、保護者がシステムへの登録を行う期間等も含まれることを想定している。）

2. 提案限度価格

(1) 学校緊急連絡情報配信サービスシステム構築業務及び運用保守業務

3,714千円（税込み）

※この金額は将来の契約時の予定価格ではないことに留意すること。

※業務の実施状況により上記期間経過後、引き続き同じ事業者と運用・保守業務の委託契約を締結する場合がある。ただし、毎年度、本事業の効果等を検証の上、委託内容の見直しや再検討を行う場合がある。

3. 参加資格要件

提案書提出時において、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当しない者であること、及び同条第 2 項による措置を現に受けていない者であること。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 世田谷区の競争入札参加資格を有していること、または契約時までには有する見込みであること。
- (4) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (6) 区の委託契約約款や、電算処理の業務委託契約の特記事項（兼電算処理の個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項）に基づき契約できること。
- (7) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないものであること。

4. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

5. 提案書を特定するための評価基準

- (1) 学校緊急連絡情報配信サービスシステム構築に関する仕様
- (2) 学校緊急連絡情報配信サービスの運用・保守に関する仕様
- (3) 情報セキュリティおよび個人情報保護の取扱い全般に関する仕様
- (4) システム稼働までのスケジュール及びシステム稼働後の運用に関する標準的な作業スケジュール
- (5) 提案者の社内体制など
- (6) 経費見積り

6. 手続き等

(1) 担当課

〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号

世田谷区教育総務部教育総務課（世田谷区役所第二庁舎 3 階 33 番窓口）

電話：03-5432-2970 ファクシミリ：03-5432-3028

E-mail：SEA02028@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 提案要求説明書の交付

①期 間 令和 2 年 10 月 9 日（金）から令和 2 年 10 月 22 日（木）まで

②場 所 上記（１）に同じ

③交付方法 希望者に無償で交付する

※受付時間は、午前８時３０分から午後５時までとし、土日祝日を除く。

（３）参加表明書の提出期限並びに方法及び提出先

①提出期限 令和２年１０月２２日（木）午後５時 必着

②提出方法 持参または郵送により提出すること。（これ以外の方法による提出は認めない。）なお、区は、郵送等の事故による責任を負わない。

③提出先 上記（１）に同じ

（４）提案書の提出期限並びに方法及び提出先

①提出期限 令和２年１１月１９日（木）午後５時 必着

②提出方法 持参に限る（これ以外の方法による提出は認めない）

③提出先 上記（１）に同じ

（５）プレゼンテーション審査

①時期 １２月３日（木）（予定）

②場所 別途通知する。

7. 提案にあたっての留意事項

（１）手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（２）契約保証金 免除

（３）契約書作成の要否 要

（４）当該業務に直接関連する他の委託業務を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有

（５）提案に係る一切の費用は、全て参加者の負担とする。

（６）本件の成果物の著作権は区に帰属する。

（７）区は、提案書を選定の目的以外で参加者に無断で使用しないものとする。

（８）参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とする。

（９）区は、選定及び特定を行う作業に必要な場合に提案書の複製を作成することができる。

（１０）提案書の受領期限後における提案書の差し替え及び再提出は認めない。

（１１）提出された提案書は返還しない。

（１２）区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

（１３）本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはいかならない。

（１４）提案書の提出後に「3. 参加資格要件」の要件に該当しないこととなった者は、提案書

審査及び契約交渉の対象としない。

(15) 本プロポーザルは事業者の選定を目的としており、区は提案書の内容に拘束されない。